## 大阪市告示第1205号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
	令和7年9月1日(月)	午前9時30分から
		午後 0 時15分まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	令和7年9月8日(月)	午前9時30分から
		午後3時15分まで
	令和7年9月15日(月)	午前9時から
第2体育場		午後9時まで
多目的室	令和7年9月22日(月)	午前 9 時30分から
	令和7年9月29日(月)	午後3時15分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)